電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

第１条　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を履行するため、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を適正に保存するために必要な事項を定め、これに基づき保存することを目的とする。

第２条　当社における電子取引の範囲は以下に掲げる取引とする。

　一　電子メールを利用した請求書等の授受

　二　インターネットのホームページからのダウンロードを利用した請求書等の授受

　三　クラウドサービスを利用した請求書等の授受

　四　スマートフォンのアプリを利用した請求書等の授受

　五　上記に類する一切の取引

第３条　前条に定める取引で授受したデータ（以下「取引関係情報」という）については、保存サーバ内に７年間保存する。

第４条　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

第５条　業務処理上やむを得ない理由によって保存する取引関係情報を訂正または削除する場合は、「取引情報訂正・削除記録簿」に以下の内容を記載の上、事後に訂正・削除履歴の確認作業が行えるよう整然とした形で、訂正・削除の対象となった取引関係情報の保存期間が満了するまで保存する。

　一　連番

　二　索引簿連番

　三　取引日付

　四　金額

　五　取引先名

　六　備考

　七　訂正・削除日付

　八　訂正・削除の別

　九　訂正・削除の内容・理由

第６条　この規程は、令和○年○月○日から施行する。